

平成30年7月9日

大雨により被災した場合の労災保険給付の請求について ～ 事業主証明等がなくとも労災保険給付の請求を受け付けます ～

今回の広島県等における大雨による土砂災害等（以下「今回の災害」といいます。）で被災された方等が労災保険請求する場合、通常は請求書等の所定の欄に「所属事業場の事業主の証明」や「医師等診療担当者の証明」が必要です。

しかしながら今回の災害により、所属事業場が倒壊するなど事業主の証明を受けることが困難な場合には、その事情を付記することにより、当面の間、請求書等に事業主の証明がなくとも労働基準監督署で受け付けます。

また、今回の災害で療養を受けていた医療機関が倒壊するなどした場合も同様に、その事情を付記することにより、当面の間、請求書等に診療担当者の証明がなくとも労働基準監督署で受け付けます。

ご不明な点がございましたら、最寄りの労働基準監督署又は広島労働局労働基準部労災補償課（TEL 082-221-9245）までお問い合わせください。